

対象範囲の例示として記載する内容について（案）

- 1 要介護者等の自立の促進又は介護者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの

- ・背上げ機能等のない平ベッドのように、要介護者等の自立支援に資する機能的な付加がなされていない一般者も利用するものは対象外。
- ④玄関用踏み台やベンチのように、要介護者等でないものも使用する一般生活用品は対象外。
- ④一般の高齢者にも普及しているシルバーカーのように、必ずしも介護に着目した機能付けが明確でないものは対象外。
- ④衝撃緩和マットのように、一般的にも用いられるケガの予防等を目的としたものは対象外。

- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活場面で使用するもの

- ・吸入器、吸引器、④点滴スタンド、④酸素ボンベカートのように、医療の観点から用いられるものは対象外。

- 4 在宅で使用するもの

- ・特殊浴槽のように、在宅の日常生活において使用することが困難なものは対象外。
- ④一般的に常に指導者のもと利用されるものは対象外。

- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの

- ・切断された四肢の欠損に対する義手義足や視力低下を補うための眼鏡などについては対象外。

- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの

- ④一般的に価格が低廉である一本杖、リハビリシューズ、尿瓶については対象外。

- 7 取り付けに際し住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの

※④については、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」で既に示されている例示以外に新たに加えたもの。